

国家戦略特区 区域指定に当たって

2014年3月28日

秋 池 玲 子
坂 根 正 弘
竹 中 平 蔵
八 田 達 夫1、東京都の指定について

- ・ 区域の指定にあたって、自治体の意欲・コミットメントは極めて重要である。今回の第一次の指定対象候補区域となっている6地域（東京圏、関西圏、新潟市、養父市、福岡市、沖縄県）のうち、東京圏の一部を構成する「東京都」については、知事交代後間もないこともあり、2月時点での提案内容は全く不十分なものであったことから、外国企業・投資家等も注目する雇用・労働分野を含め、提案内容が抜本的に改善されることを指定の前提とすべき。
- ・ また、後述する指定範囲についても、日本経済全体に占める東京都の比重は極めて大きいことから、生活環境面での規制改革のポテンシャルを幅広く取り込んでいくためにも、「都全域の指定」を目指すべき。

2、さらなる「改革拠点」の速やかな指定について

- ・ 6地域のうち、「新潟市」、「養父市」、「福岡市」の3地域については、今後、農業・雇用改革の横展開（バーチャル展開）が期待される「改革事業拠点」（革新的事業連携型）として指定すべき。
- ・ 他方、今回の提案の中で、「愛知県常滑市」や「北海道の3自治体」については、現時点での指定には至らないとしても、いわゆる岩盤規制である農業委員会の改革を実現できる可能性も高い。今後、政府として、こうした地域や被災地なども念頭に、第二次指定の準備を早急に開始し、可能な限り速やかな区域指定を行うべき。

3、広域都市圏の指定範囲について

- ・ 広域都市圏（東京圏、関西圏）については、「都道府県単位」での指定することは、既に閣議決定された「国家戦略特区基本方針」で決着済みと認識しているが、以下の理由からも、その点を基本とすべきことを政府として再確認すべき。
- ・ 事業主体が決まっていない現段階において、今後、特区内での規制改革の効果을期待して顕在化する「規制改革のポテンシャル」を、可能な限り

広い範囲で取り込めるよう準備しておく必要がある。役所主導で特定の事業主体やプロジェクトに適用範囲を限定すべきではない。

特に、大都市圏について、今回は、医療や教育といった「生活環境」も重要な要素となっており、相当広範囲で、規制改革の効果をとらえる必要がある。

なお、実際の事業区域は、区域会議で作成する区域計画で決定されるものである。

- ・ なお、構造改革特区制度でも、特に制度創設当初は、都道府県単位で指定した例も相当数を数えている。安倍総理は、昨年6月のスピーチで、「今般、私が提案する『国家戦略特区』は、構造改革特区の考え方を、さらに『面的なもの』へと進化させていくものです」と発言しており、国家戦略特区が構造改革特区より狭い指定範囲となるといったイメージを、持たせるべきではない。
- ・ さらに、国家戦略特区が日本経済全体に有意なインパクトを持ち、外国投資家等の関心を維持し続けるためには、GDPの相当程度、少なくとも1/3をカバーするエリアの指定が必要である。

(参考) 東京都 (18.39%)、神奈川県 (6.00%)、大阪府 (7.34%)、兵庫県 (3.70%)、京都府 (1.89%)
横浜市 (2.54%)、川崎市 (1.01%)、大阪市 (3.74%)、
神戸市 (1.26%)、京都市 (1.14%)

4、規制改革メニュー追加（今国会での特区法改正）

- ・ 規制改革メニュー追加に向けて早急に検討を進めるべきことについては、前回会議（2月21日）での民間議員提出資料でも指摘した。その上で、前回会議において、安倍総理から、「産業競争力会議、規制改革会議とも十分に連携しながら、日本経済の再生に向けて、真に効果ある規制改革に取り組む」ようにとのご指示があった。しかし、その後の検討状況は十分とは言えず、改めて迅速な対応を求めたい。